

当代理店の権限等について

1. 所属保険会社及び当代理店の権限等

弊社は、一社専属ではなく複数の保険会社の保険契約締結の代理又は媒介を行っており、募集人の権限は以下のとおりです。

- ・ 損害保険：弊社は、保険契約の締結の代理権及び告知受領権を有しています。ただし、一部の保険会社等について、保険契約締結の媒介を行っており、保険契約の締結の代理権及び告知受領権を有していない場合があります。
- ・ 生命保険：弊社は、保険契約の締結の媒介をするものであり、保険契約締結の代理権及び告知受領権を有していません。

所属保険会社および各社から付与されている権限等は、以下をご参照ください。

<https://www.marsh.com/jp/ja/about-marsh/about-marsh.html>

2. 当グループの業務運営体制

保険代理店であるマーシュジャパン株式会社およびその子会社で保険仲立人のマーシュブローカー・ジャパン株式会社を本邦における中核に、マーシュは、国内外で営業活動を行われているお客さまの複雑かつ多様なニーズに対応したリスク及び保険関連サービスを総合的に提供してまいり、グループで連携して業務に当たる体制としております。当該業務連携および内部管理を的確に行うため、取引を通じて知りえたお客さまの情報を必要な範囲で共有・利用させていただきますので、ご案内申し上げます。

3. 外資系（マルチナショナル）のお客様へのご説明

私たちは、100か国以上に約400の拠点を有する保険ブローカーであるマーシュグループに属しています。日本では、保険仲立人（ブローカー）制度は1996年に認められたものですが、保険料の領収権を与えられていない等、規制上の制約があります。シームレスな保険プログラムやソリューションをより効果的に提供するため、外資系（マルチナショナル）のお客様については、日本におけるマーシュグループの保険仲立人であるマーシュブローカー・ジャパン株式会社ではなく、保険代理店であるマーシュジャパン株式会社がサービスを担当します。日本におけるマーシュグループは、1955年からマーシュジャパン株式会社を通じて外資系（マルチナショナル）のお客様へサービスを行っており、今日では、数多くの主要保険会社の代理店として幅広い選択肢を提供できる立場にあります。

これにより、お客さまの本社オフィスがマーシュグループのグローバルチームと共同で設定した保険条件がある場合でも、マーシュジャパン株式会社を通じて高質なサービスを変わず受けられることになります。かかるサービスには、同社がお客さまの保険金請求のために必要な情報やご意向をお預かりして取扱保険会社へ取り次ぐことが含まれますが、同社は損害の査定に直接関わるものではありません。

以上